



たむとり

町の人口
 男 3,727人
 女 4,140人
 計 7,867人
 世帯数 2,866戸
 2009年4月末現在

No. 421

「右みて 左みて 右みて 渡る」

高取・育成両幼稚園で、交通指導員による交通安全学習会が行われました。横断歩道や踏切などでの安全確認の大切さについて、イラストなどを使って説明された後、実際に横断の練習をしました。《2ページに関連記事》



みんな
 守ろう！
 交通ルール





高取町議会議員選挙投票日

7月5日(日) 午前7時～午後8時

※任期満了に伴う高取町議会議員選挙は(6月30日(火)告示 7月5日(日)投票)と決まりました。

▼投票できる人(選挙資格)

- ① 満20歳以上(平成1年7月6日以前に生まれた方)で選挙当日選挙人名簿に登録されており、欠格事項(成年被後見人など)に該当しない人。
- ② 町内に住所を有し、引き続き3ヶ月以上住んでいる人。転入者は平成21年3月29日以前に転入届をされた人。

▼投票場所

投票場所は入場券に記載してある場所です。間違えないようによくお確かめください。

▼期日前投票・不在者投票の期間と場所

- ・ 期間 7月1日(水)～7月4日(土)
- ・ 時間 午前8時30分～午後8時
- ・ 場所 高取町役場2階期日前投票所(本人が入場券を持参してください。まだ届いていない場合は、なくても投票できます。)

▼郵便による不在者投票

身体に重度の障害があるため、郵便による不在者投票を認められた方(あらかじめ郵便投票証明書の交付を受けた方)が投票用紙と投票用封筒の請求をする場合は、投票日の4日前(7月1日午後5時)までに請求しなければなりませんのでご注意ください。



▼投票所入場券

投票所入場券は同一世帯分を世帯主に送付します。世帯員の一部が別送の場合もあります。

お手元に届きましたらすぐに開封して確認してください。

なお、入場券がなくても選挙資格があれば投票できますので、入場券が届かなかつたり紛失したときは、投票日に投票所で申し出るか選挙管理委員会にお問い合わせください。

▼期日前投票・不在者投票ができる方

- ① 投票日に投票区の区域を問わず仕事又は冠婚葬祭の主宰などの用務に従事する場合
- ② ①以外の用務又は事故のため投票区の区域外に外出・旅行又は、滞在の場合

▼問い合わせ

高取町選挙管理委員会(役場総務課内)

大字区長さんを

紹介します！

大字区長



4月28日、平成21年度の自治会通常総会が開催され、地域の自治振興のためにお世話いただく大字区長さんが顔を揃えました。
 (※印は、新たに区長になられた方)

自治会役員

役員名	氏名
会長	米田 耕三
副会長	木本 光則 平井 英則
理事	泉 伸忠 安田 元平
監事	福角 光司

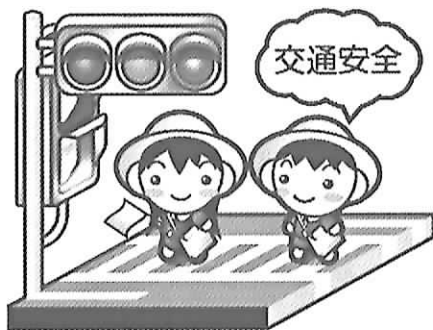
大字	清水谷	木本 光則
	上子島	泉 伸忠
	下子島	中西 良盛
	上土佐	※新田 晃彦
	下土佐	※西田 公昭
	観覚寺	浦畑 良一
	吉備	※東原 清隆
	松山	吉田 忠重
	羽内	福角 光司
	藤井	米田 博紀
	市尾	米田 耕三
	谷田	東 恭三
	丹生谷1区	栗本喜代志
	丹生谷2区	田中 香
	兵庫	平井 英則
	車庫	岡本 清
	越智	神谷 定秋
	寺崎	※松村 勲
	与楽	吉川 善武
	田井庄	山田 高福
	薩摩	喜多 功
	森摩	家本 光廣
	佐田	安田 元平

敬称略

交通安全学習会より

道路を渡るときは…

5/15(金)
育成幼稚園
にて



天の川計画実行委員会へ 居住福祉資源認定証

5月9日、日本居住福祉学会より「高取土佐街なみ天の川計画実行委員会」へ「居住福祉資源認定証」が贈られました。

これは、同実行委員会主催の「町家の雛めぐり」において、高齢者の力と歴史遺産を生かした福祉的な活動が認められたものです。

同実行委員会を含めて、新潟県長岡市山古志地域や高浜市居住福祉のまちづくり条例など、4つの団体が選ばれました。



居住福祉資源認定証
 高取土佐街なみ天の川計画実行委員会
 貴委員会は、熊手町の古い町並み
 て町家の雛めぐりを毎年3月
 に開催するなど、高齢者がボランティアとして活躍し、活動者と交流する場を創り出しました。高齢者の力と歴史遺産を生かした福祉的な活動は高く評価され、居住福祉資源認定証を贈呈いたします。
 日本居住福祉学会
 会長 早川和男
 副会長 山本和子

てんいち先生



アライグマ出没！ むやみに触ると危険です。



町内でアライグマが出没しています。農作物を荒らしたり、家屋へ侵入する被害が報告されています。

見た目は可愛いアライグマですが、ワナなどにかかった直後などは気が荒くなるので注意が必要です。

「アライグマ回虫」などによる感染症を引き起こす恐れもありますので、可愛いからといってむやみに触らないようにしましょう。



○問い合わせ
 役場農林商工グループ

短歌

止まり木に身じろぎもなく鼻は
 眼を閉じて春を眠れる
 浦畑 淳子

二人の選者に歌えらばれし
 ホームレス
 坂本 久枝

心ゆくまで陽をあびてみむ
 湯舟にてあまたの歌の浮かぶるも
 上げれば消ゆる下句の七文字
 松尾多希子

通り抜け名桜競い咲き揃う
 大川土手を人波流る
 裏家 幸子

よかったねよかったねと
 子に話しかけ
 今この時を大事大事に
 干場 豊

俳句

石舞台見下るすところ柿若葉
 増田 貞子

蔵王堂涼しや柱撫でもして
 増田なづな

おがくづを敷き替へ
 厩舎梅雨に入る
 宮原 昭子

乳幼(母)障

医療費受給資格証を

お持ちの方へ

現在お持ちの医療費受給資格証の有効期限は、7月31日までとなっております。

8月1日より使用していただく医療費受給資格証を交付するにあたり、加入保険及び所得の調査を行います。つきましては、次のものをご持参の上、保健福祉グループで更新手続きを行って下さい。

- 印鑑
- 健康保険証
- 振込先わかるもの(通帳等)
- 障の方は身体障害者手帳又は療育手帳

医療費受給資格の方へ

引き続き医療費助成制度に該当するかを確認するため、加入保険及び所得の調査を行います。つきましては、次のものをご持参の上、保健福祉グループで更新手続きを行って下さい。

- 印鑑
- 健康保険証
- 振込先わかるもの(通帳等)
- 身体障害者手帳又は療育手帳
- ※申請期間(6月1日～6月30日)中に手続きしてください。
- お問い合わせ
役場保健福祉グループ

児童手当の
現況届を
忘れずに

児童手当等を受けている方は、6月1日から6月30日までの間に「現況届」を提出していただくことになっております。

これは、6月1日における加入年金の状況などを届けていただき、引き続き受給資格があるかを確認するためのものです。「現況届」を提出されないと、6月分からの手当を受給できなくなりますので、ご注意ください。

- 現況届に必要なもの
- 印鑑
- 健康保険証(厚生年金加入の方のみ)
- 問い合わせ
役場保健福祉グループ

6月の
臨床心理士による
教育相談

■相談日 6月3日(水)・10日(水)・17日(水)・24日(水)

- 相談場所 リベルテホール
- 対象者 高取町在住の子どもたち(中学生まで)とその保護者
- 利用の仕方 教育委員会事務局・学校教育グループへお電話でお申し込みください。
- 0744(52)3715
- 費用 相談は無料です。
- その他 高取中学校を拠点校として、スクールカウンセラーによる相談も行っています。日時等につきましては、高取中学校までお問い合わせください。
- 0744(52)2151

子育て
支援センター

親子でふれあい、楽しい時間を一緒にすごしてみませんか? 気軽に参加してみてください。

とき 10時～11時30分
ところ たかとり保育園
対象者 0～3歳児とその保護者
内容 6月10日 時計作り
24日 お誕生日会☆

お問い合わせ
子育て支援センター
(たかとり保育園内)
0744(52)4368
※6月3日、17日の10時～11時30分は保健センターを開放しています。お気軽にお越しください。

『ふれあい料理教室』参加者募集!!

夏休みにお家の方、食生活改善推進員さんと一緒に調理を通して『食育』(「食物を選ぶ力」「味がわかる力」「料理ができる力」「自分のからだを大事にできる力」「食物のいのちを感じる力」)について体験しませんか?

とき 7月25日(土)9時45分～10時受付
ところ リベルテホール 調理室
対象者 小学生とおとな1人
(兄弟姉妹参加可)

定員 原則20組
参加費 1人につき 300円
持参品 エプロン、三角巾、あればお子さま用の調理器具等
申込 7月1日(水)～10日(金)までに保健センターへお申し込みください。

後援 高取町教育委員会、高取町保健センター



国保だより

入院時の

食事負担の

ことごとく存じですか。



入院時の 食事負担額 (国民健康保険)

入院した場合の食事については、診療や薬にかかる費用とは別に、1食あたり260円の負担がかかります。ただし、次の場合は、それぞれ次の金額に軽減されます。

①市町村民税非課税世帯に属する方など

1食 210円

②①の場合で、過去1年間の入院日数が90日を越えている場合

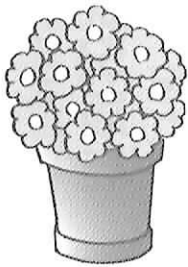
1食 160円

③同一世帯の世帯主および

国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人

1食 100円

なお、入院時の食事負担額を減額される場合は申請が必要です。役場保健福祉グループ窓口までお越しください。
問い合わせ
役場保健福祉グループ



認知症が急に悪くなったら

認知症の代表的な疾患はアルツハイマー病です。もの忘れてしまったりと進行し、これまで普通にこなしていたことが、徐々にできなくなります。

しかし、かなり進行するまで手足の不自由や歩みにくさ、飲みにくさ(嚥下障害)といった身体的な症状は見られません。

アルツハイマー病の様々な症状は、大脳の神経細胞が減ってくることで起こります。しかし実際には、そのような脳内の変化だけでなく、いろいろな要因が症状に影響を及ぼします。たとえば、心臓病が悪くなったり肺炎を合併すると認知症も悪くなる場合があります。発熱、脱水、あるいは力ゼ薬の服用、さらには精神的ストレスや急に生活環境が変わるといったことでも、認知症が進行したようにみえることがあるのです。

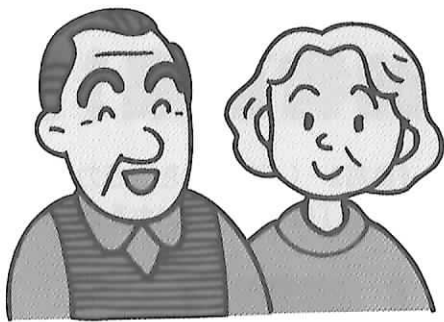
なかでも気をつけたいといけないのは、慢性硬膜下血腫です。これはアルツハイマー病などの認知症の人だけに限ったことではありませんが、高齢者は足元が不安定なので転倒して頭を打つ危険があります。

認知症があると、頭を打ったことも忘れてしまうので家族が気づかない場合もあります。

この頭部外傷が原因となつて、頭蓋骨と大脳のすき間に少しづつ出血してくるのが慢性硬膜下血腫です。今まではなかった片麻痺や歩行障害、尿失禁、それになんとなく元気がなくボーとしていた、といった症状がみられたら頭のCT検査を受ける必要があります。

いずれにしても、認知症の症状が急に悪くなったらその病気の他の病気の合併や症状を悪くしている原因がないかを調べる必要があります。

奈良県医師会



介護保険料納付にご協力を！

～ 介護保険料は大切な財源です。～

みなさんが納める保険料は、公費とともに介護保険の大切な財源になっています。介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう、介護保険料は必ず納めましょう。

役場保健福祉グループ

税務課からのお知らせ

65歳以上の公的年金の受給者で、個人住民税を納税されている方へ

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度が始まります。

地方税法の改正により、今年の10月から、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度が始まります。この制度は65歳以上の公的年金を受給されている方で、個人住民税を納税する義務がある方が対象です。

今までは、公的年金を受給されており、個人住民税の納税義務のある方は、年4回、役場や銀行などに出向き、個人住民税を納税通知書で納めていました（普通徴収）。今回の制度導入により、個人住民税が公的年金から引き落とし（特別徴収）されることとなりますので、対象となる方は基本的に役場や銀行などに行く必要がなくなります。個人住民税の公的年金からの特別徴収制度へのご理解をよろしくお願いいたします。

65歳以上の公的年金受給者のうち個人住民税の納税義務のある方が対象です。

この制度の対象となるのは、「4月1日現在65歳以上の公的年金の受給者で、前年中の年金所得に係る個人住民税の納税義務のある方」です。ただし、「介護保険料の特別徴収の対象とならない方」「当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の額を超える方」などは公的年金の引き落とし（特別徴収）の対象とはなりません。

新たな税負担が生じるものではありません。

個人住民税の公的年金からの引き落とし（特別徴収）は、納税義務者（年金受給者）が支払うべき個人住民税を社会保険庁などの「年金保険者」が役場に直接納めるように納税方法を変更するものであり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。

公的年金からの引き落とし（特別徴収）の対象となる所得は、年金所得の金額から計算した住民税額のみです。

公的年金からの引き落とし（特別徴収）されるのは「年金所得に係る住民税額」であり、「給与所得等に係る住民税額」はこれまで通り別途納めることとなります。また、地方税法の改正により、「年金所得に係る住民税額」は給与からの引き落とし（給与の特別徴収）ができなくなりました。これまで「年金所得に係る住民税額」を給与からの引き落とし（給与の特別徴収）となっていた方は、公的年金からの引き落とし（特別徴収）もしくは、納付書で納めていただくこと（普通徴収）となります。

平成21年10月支給分から徴収がはじまります。

公的年金からの引き落とし（特別徴収）の開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、21年度の税額の半分については、平成21年6月及び8月に納税通知書により役場や銀行などで納める方法（普通徴収）により納めていただくこととなります。また、年金所得以外の所得に係る個人住民税については、従来どおりの方法により納めていただくこととなります。

個人住民税が年金所得のみの場合

これまでの納め方	税額の算出方法	普通徴収（納付書で納付）				
		6月	8月	10月	12月	
		年税額の1/4	〃 1/4	〃 1/4	〃 1/4	
平成21年度の納め方	税額の算出方法	普通徴収（納付書で納付）		特別徴収（年金からの引き落とし）		
		6月	8月	10月	12月	2月
		年税額の1/4	〃 1/4	〃 1/6	〃 1/6	〃 1/6

問い合わせ 役場税務課

水道週間

6月1日～7日

そろそろ、冷たい水がおいしくなる季節。水道水は大切な飲み水であることはもちろん、料理や洗濯、お風呂や水洗便所などいろいろなところで使われています。

みなさんの家の蛇口から出てくる水道水は、ダムや川などの水が浄水場できれいにされ、町内の水道管を通って届けられています。ダムをつくる人、水道管を工事する人など、多くの人の努力があれば水道水も届きません。

6月1日から1週間は水道週間です。この機会に水道のことを考えてみましょう。

◆メーターはいつも見られるように！

水道メーターは、みなさんがお使いになった水量をはかり水道料金をお支払いいただくものになる大切なものです。水道メーターの検針は、毎月お伺いして使用量をお知らせいたします。いつも正確に能率よく検針できるようにご協力をお願いします。

◆屋内漏水の見つけ方

家の中の蛇口を全部閉めてから、水道メーターを見て、パイロット（銀色の六角形）が動いている時は屋内漏水の疑いがあります。町登録の指定給水装置工事業者へ依頼してください。

◆水道工事は町登録の指定業者にご家庭で給水装置の新設、増設、修理などの工事を行うときは、町に登録されている指定給水装置工事業者にお申し込みください。

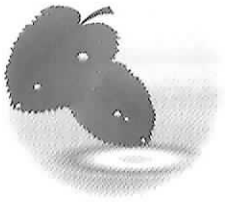
◆口座振替ご利用の方

毎月22日（休日の場合は翌営業日）は、口座振替指定日です。

万一、預金不足などで振り替えできなかった場合は、翌月の5日に再度振替させていただきます。22日に振り替えできませんよう残高確認をお願いします。

◆こんなときはすぐに届け出を

- 水道の所有者、使用者が替わるとき
 - 水道を開栓また閉栓するとき
 - 転入される時
 - 転出される時
 - 転居される時
 - 水道の用途が変わるとき
- ※水道に関するお問い合わせは、役場建設グループまで



「子育てに一人で悩んでいませんか？」

児童家庭支援センターあすかは、児童福祉法に規定された児童福祉施設です。センターあすかでは、18歳未満のお子さんに関するご相談を、電話・来所・訪問・FAX・Eメールなどの方法にてお受けし、専門のスタッフが解決に向けてのお手伝いをします。ご相談いただいた内容は守秘されます。お気軽にご相談ください。（相談無料）

「保護者の心配」：子育て全般に関する相談

「子どもの心配」：友人関係や自分自身に関する相談

「地域の心配」：近所で気にかかる子どもの相談

◆相談・問い合わせ

〈相談受付時間〉9時～17時（月曜～土曜）※緊急な場合は、日曜・祝日・夜間についても受付しています。

児童家庭支援センターあすか 〒633-0053 桜井市谷 26544

児童家庭支援センターあすか（社会福祉法人 飛鳥学院）
TEL0744 (44) 5800
FAX0744 (44) 5811
Eメール
asuka-ga@gaea.ocn.ne.jp
URL
<http://www10.ocn.ne.jp/asuka-ga/>

奈良県立 明日香養護学校からのお知らせ

◆学校見学会

本校の教育課程及び学習内容等について、理解を深めていただくことを目的に学校見学会を行います。

日時：6月3日（水）9時～12時

対象：本校校区に在住する主に肢体不自由を有する幼児児童生徒の保護者及び保育所・幼稚園・小学校・中学校の特別支援学級担当者、障害児・者施設の関係職員（但し在宅訪問教育は全県が対象になります）

◆体験学習

障害のある幼児児童生徒とその保護者に対して、本校の肢体不自由教育についての理解と認識を深めていただくため、体験学習を行います。

日時：7月2日（木）9時～12時

対象：本校校区に在住する主に肢体不自由を有する3歳児以上の幼児、小・中学生と保護者及び関係者（但し、在宅訪問教育は全県が対象になります）

◆教育相談

次のとおり教育相談に応じています。

相談日：事前にご連絡をいただきましたら、相談させていただきます。

相談内容：肢体不自由を有する子どもの就学、入学、転入学に関すること。

教育上の指導に関すること。健康、自立活動、進路指導、交流及び共同学習、特別支援教育等々。

対象者：主に本校の通学校区に在住の保護者及び担任等を対象としています。ただし、訪問教育（在宅）の校区は全県対象です。この限りではありません。

○校区（橿原市・桜井市・大和高田市・御所市・五條市・香芝市・葛城市・宇陀市・磯城郡・宇陀郡・高市郡・吉野郡・北葛城郡のうち上牧町・広陵町）

○問い合わせ・申し込み先
県立明日香養護学校（担当）辻 高市郡明日香村川原410
0744 (54) 3380

※学校の概要についてはホームページをご覧ください
<http://www5.kcn.ne.jp/kam eis1/>



！危険物安全週間

『安全は意識と知識と心掛け』

危険物安全週間が

6月7日(日)～13日(土)まで実施されます。

ガソリン・灯油等の石油類をはじめとする危険物は、事業所等で幅広く利用されると共に、私たちの生活の中にも深く浸透し、欠かすことの出来ないものとなっています。

これらの危険物は「便利なもの」である反面、取扱いや使用方法を誤ると火災等の災害を誘発する「危険なもの」になってしまいます。危険物による大半の事故は、間違った取扱いや使用方法により発生しています。危険物の取扱いや使用方法を十分に理解して使用してください。

【一般家庭での危険物貯蔵数量】
ガソリン、灯油を貯蔵する場合は、必要最小限の量にしましょう。



一定数量以上貯蔵する場合は、消防署に届出が必要です。

《一般家庭では》

・ガソリン

100リットル以上

・灯油

500リットル以上

※品名によって数量が変わりますので、詳しくは消防署へお問い合わせください。

【一般家庭での取扱い上の注意】

①ガソリン、灯油等を貯蔵する場合は、消防法令に適合した容器を使用しましょう。

②危険物を貯蔵、または取り扱う場所は火気を使用しない。

③危険物を入れた容器は、地震等で容易に転落しないよう貯蔵しましょう。

④危険物の周囲は常に整理整頓しましょう。

⑤危険物を入れた容器は、粗暴な取扱いはしない。

お問い合わせ 高市消防署

0744(52)4499

0744(23)0110

0744(23)0110

0744(23)0110

0744(23)0110

0744(23)0110

不法滞在・
不法就労防止に
ご協力ください

○不法滞在者とは

- 偽造パスポートや密航船などで不法に入国する者
- 在留(滞在)期間を超えても出国せず不法に残留する者

○不法滞在者は、
国内推計13万人

- その大部分は不法就労し、我が国の経済・社会に悪影響を与えています。

○来日外国人犯罪増加の
背景にある不法滞在者

- 依然、悪質な不法滞在者による犯罪が多発しており、我が国の治安を脅かしています。

みなさまへのお願い

- 不法滞在や不法就労を許さない社会環境づくりが必要です。
- 雇用する際は、必ずパスポートや外国人登録証明書等を確認してください。
- 不法滞在者など働くことを認められない外国人を雇った事業主は、法律で処罰される場合があります。

檀原警察署

0744(23)0110

0744(23)0110

0744(23)0110

0744(23)0110

0744(23)0110

事業主の皆様へ
労働保険年度
更新について

平成21年度の労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新手続は、6月1日から7月10日までの期間です。期日までの手続をお願いします。

(注意)

期日までに申告書の提出がない場合は、政府が保険料等の額を決定し、さらに追徴金(保険料等の10%)を課すことがあります。

(早期申告納付のお願い)

申告・納付期日である7月10日(金)は、金融機関・郵便局窓口において大変混雑が予想されます。混雑緩和のため、早期の申告・納付にご理解・ご協力をお願いいたします。

詳しいことは、左記までお問い合わせください。

奈良労働局総務部 労働保険徴収室

0742(32)0203

0742(32)0203

0742(32)0203

0742(32)0203

0742(32)0203

0742(32)0203

0742(32)0203

0742(32)0203

0742(32)0203

0742(32)0203

税務職員募集

平成21年度国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験

○受験資格 昭和63年4月2日

～平成4年4月1日生まれの方

○申込受付期間

6月23日(火)～30日(火)

○試験日 9月6日(日)

(第1次試験)

○採用予定数 約55名(近畿地域)

○問い合わせ 大阪国税局人事

第2課試験係

06(6941)5331

※採用に関する情報は、国税庁ホームページの「採用案内」にも掲載しています。

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

0742(26)8125

0742(26)8125

0742(26)8125

0742(26)8125

0742(26)8125

0742(26)8125

0742(26)8125

0742(26)8125

0742(26)8125

0742(26)8125

0742(26)8125

0742(26)8125

0742(26)8125

0742(26)8125

0742(26)8125

0742(26)8125

0742(26)8125

0742(26)8125

0742(26)8125

0742(26)8125

0742(26)8125

0742(26)8125

狩猟免許試験

○とき 6月28日(日)

10月4日(日)

※都合の良い日、どちらかで受験してください。

9時30分～16時

○ところ 奈良県農業総合センター(檀原市四条町)

○申込切 試験日の10日前までに願書必着

○申込・問い合わせ

(社)奈良県猟友会

〒630-8253 奈良市内

待原町6-1

0742(26)8125

0742(26)8125

0742(26)8125

0742(26)8125

0742(26)8125

0742(26)8125

0742(26)8125

6月のごみ収集日

*ごみ搬出は、午前8時30分までをお願いいたします。
 *【 】内は次月の最初の収集日。
 *ごみ分別をおこなわれるときには、ごみパンフレットをご覧ください。

可燃物 [もえる] ごみ

●ごみ110番● TEL 0744 (52) 3334 内線 500 住民福祉課 501 環境事務所

月曜日・木曜日コース	火曜日・金曜日コース
下土佐・観覚寺・吉備・松山・羽内・藤井・市尾・谷田・与楽・寺崎・越智・車木	清水谷・上子島・下子島・上土佐・丹生谷・兵庫・森・田井庄・薩摩・佐田
1日・4日・8日・11日・15日・18日・22日・25日・29日【7月2日・6日・9日・13日】	2日・5日・9日・12日・16日・19日・23日・26日・30日【7月3日・7日・10日・14日】

不燃物 [もえない] ごみ

第1・第3 火曜日	第2・第4 火曜日	第1・第3 木曜日	第2・第4 木曜日
下土佐・観覚寺・吉備・松山・羽内・藤井	市尾・谷田・車木・越智・寺崎・与楽	丹生谷・田井庄・兵庫・薩摩・森・佐田	清水谷・上子島・下子島・上土佐
2日・16日・30日(臨時収集)【7月7日】	9日・23日【7月14日】	4日・18日【7月2日】	11日・25日【7月9日】

資源物「リサイクル」ごみ①

第1週・第3週 月曜日	第1週・第3週 水曜日	第1週・第3週 金曜日
市尾・谷田・与楽・寺崎・越智・車木	清水谷・上子島・下子島・上土佐・丹生谷・兵庫・田井庄・薩摩・森・佐田	下土佐・観覚寺・吉備・松山・羽内・藤井
1日・15日・29日(臨時収集)【7月6日】	3日・17日【7月1日】	5日・19日【7月3日】

資源物「リサイクル」ごみ②

第2週・第4週 月曜日	第2週・第4週 水曜日	第2週・第4週 金曜日
市尾・谷田・与楽・寺崎・越智・車木	清水谷・上子島・下子島・上土佐・丹生谷・兵庫・田井庄・薩摩・森・佐田	下土佐・観覚寺・吉備・松山・羽内・藤井
8日・22日・【7月13日】	10日・24日・【7月8日】	12日・26日・【7月10日】

6月の

し尿収集予定表

☆作業の都合上日程が前後する場合があります。
 問い合わせ 役場住民生活グループ

日	曜日	向本班収集大字	岡本班収集大字	大中班収集大字
6月 1日	月	寺崎・越智	丹生谷	丹生谷
2日	火	与楽	丹生谷	丹生谷
3日	水			丹生谷
4日	木			観覚寺
5日	金			下子島・上土佐・下土佐
8日	月			上子島・下子島
9日	火			下土佐・吉備
10日	水			清水谷
11日	木			清水谷
12日	金	森・佐田		下土佐・観覚寺【駅前】
15日	月	薩摩・松山・市尾		
16日	火	羽内・藤井・市尾		
17日	水	市尾【曾羽】		
18日	木	谷田・兵庫		
22日	月	兵庫・田井庄		
23日	火	兵庫・車木		
24日	水	越智		
25日	木		下土佐・観覚寺	
26日	金		下子島・上土佐・下土佐	
29日	月		清水谷・下子島	
7月 1日	水		丹生谷	丹生谷
2日	木		丹生谷	丹生谷
3日	金			丹生谷

保 健 だ よ り

問い合わせ：高取町保健センター
 電話番号 0744(52)5111
 FAX番号 0744(52)3351

健康相談

とき 7月10日(金)
 13時30分～15時受付
 ところ 保健センター
 対象者 原則40歳以上
 内容 尿検査、身体測定、血圧測定、体脂肪測定、健康に関する相談
 持参品 健康手帳(お持ちでない方は、当日、保健センターで交付します。)
 ◎高血圧、糖尿病、高脂血症など生活習慣病でお悩みの方は、ぜひお越しください。
 ◎管理栄養士による相談【対象人数・4人】があります。希望される方は、6月19日(金)までに保健センターへお申し込みください。

麻疹(はしか)・風しん(三日はしか)混合予防接種

とき 7月15日(水)
 14時～10分受付
 ところ 保健センター
 対象者
 【1期】平成19年7月16日～平成20年7月16日生
 【2期】平成15年4月2日～平成16年4月1日生
 持参品 予防票、母子健康手帳
 ◎予防接種ガイド「予防接種と子どもの健康」を必ずご覧になった上で、予防票にご記入ください。
 ◎麻疹・風しんの両方にかかった幼児は、接種の必要がありません。

BCG

とき 7月15日(水)
 13時20分～30分受付
 ところ 保健センター
 対象者 平成21年1月17日以降に生まれた乳児
 持参品 予防票、母子健康手帳
 ◎予防接種ガイド「予防接種と子どもの健康」を必ずご覧になった上で、予防票にご記入ください。



3～5か月児・1歳6か月児健康診査

とき 7月2日(木)
 【3～5か月児】13時20分～40分受付
 【1歳6か月児】13時～20分受付
 ところ 保健センター
 対象者
 【3～5か月児】平成21年1月17日～平成21年4月2日生
 【1歳6か月児】平成19年10月2日～平成20年1月1日生
 内容 身体計測、内科・歯科検診、歯科・栄養・保健相談など
 ※(1歳6か月児のみ)尿検査
 持参品 問診票、母子健康手帳、尿(1歳6か月児のみ)

三種混合予防接種

とき ①6月23日(火)
 ②7月15日(水)
 13時20分～14時受付
 13時40分～50分受付
 ところ 保健センター
 対象者
 ①平成13年12月24日～平成21年3月24日生
 ②平成14年1月16日～平成21年4月16日生
 持参品 予防票、母子健康手帳
 ◎予防接種ガイド「予防接種と子どもの健康」を必ずご覧になった上で、予防票にご記入ください。



～高取町『歯』の健康づくり標語～

“歯ハハハハ 笑顔がすてき きれいな歯”

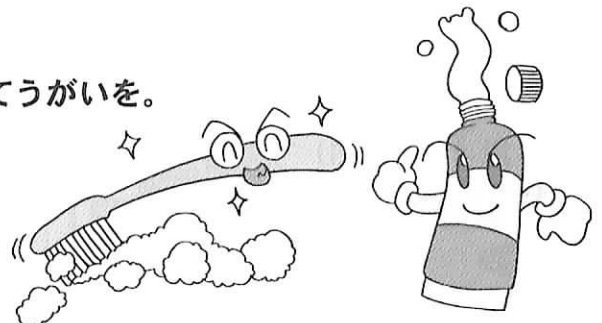
6月4日～10日は、『歯の衛生週間』です。



むし歯とともに、気をつけたいのが歯周病。歯を失う原因の1位が歯周病です。20歳以上で6割、35歳以上で8割、40歳を越えると9割の人が、この病気にかかっていると言われていました。歯に付着している歯垢(プラーク)の80%は細菌で、この細菌が出す毒素によって歯ぐきに炎症が起こります。「年をとると、歯は抜けるもの」と思われがちですが、実は加齢ではなく、歯周病が原因で抜けるというのが本当のところ。生涯を通じて自分の歯で食べる楽しみを味わうためにも予防を心がけましょう。

そこで

- ①食後はすぐに歯を磨く。磨けないならせめてうがいを。
- ②歯科医院で定期的に歯の健康チェックを。
- ③よく噛んで食べましょう。
- ④バランスのとれた食事をしよう。
- ⑤糖分、甘いものには要注意。



定額給付金の申請はお済みになりましたか？

4月1日から定額給付金の申請受付が開始されましたが、まだ申請をされていない方は、お早めに申請してください。

申請期限は平成21年9月30日(水)

なお、5月中旬以降申請された場合、指定された口座への振込みに事務手続き上時間がかかる場合がありますのでご了承ください。

申請にあたってのご注意！

申請書裏面に【申請者本人確認書類の写し】や【振込先金融機関口座確認書類の写し】が添付されていない場合がありますので、提出される前にもう一度ご確認ください。

定額給付金を装った振り込め詐欺に注意！

定額給付金の給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

☆次のようなことは絶対ありません。

- ①役場や総務省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ②ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にありません。
- ③役場から「定額給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

上記の点でご不明なことがありましたら町や最寄の警察署(または警察相談電話(#9110))にご連絡ください。ご不明な点等ございましたら、役場企画財政課定額給付金担当までお問い合わせください。

【問い合わせ】役場企画財政課 定額給付金担当

地域包括支援センター移転のお知らせ

平成21年4月1日より高取町地域包括支援センターは、役場内から保健センター内に移転しました。ご不便をおかけすることもあると思いますが、ご理解をお願いいたします。

◎高取町地域包括支援センター

8時30分～17時15分

休業日/土・日・祝日

〒635-0153 高取町下土佐223番地の1

0744(52)5531



お詫びと訂正
広報5月号に掲載した右記地図の中で、誤りがありました。お詫びし、訂正いたします。



第2回行政報告会

とき
6月14日(日)
13時30分受付
14時00分開会



ところ
リベルテホール 大ホール
◇問い合わせ 役場総務課

6月の相談日

◎どうぞ、お気軽にお越しください

24日

安田 信子
奥田 桃代
西井 良之
(一般相談)
(敬称略)

10日

田中 一二
下邨 勲
谷口 善美
新宮佐和子
(人権相談)

とき
水曜日
13時～16時

ところ
高取町
老人福祉センター
2階

心配ごと相談所